

令和4年度 第1回 枚方市都市計画審議会

令和4年8月2日

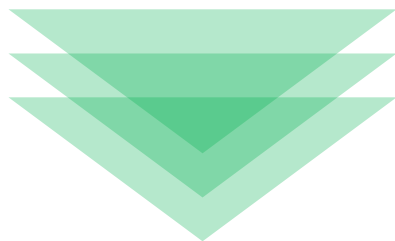
枚方市 都市整備部 都市計画課

報告案件1

東部大阪都市計画生産緑地地区 の面積表記の変更について

背景

- ▼ 指定後30年を迎える生産緑地
- ▼ 特定生産緑地の指定の受付
- ▼ 指定面積と登記面積を整合



多くの生産緑地において、面積の不整合が判明

要因

- ✓ 大阪法務局による地図作成業務（不動産登記法第14条第1項）や所有者による分合筆等の面積変更が反映されていない
- ✓ これまで、より多くの生産緑地を確保することを目的として、指定の面積要件を満たすために、登記面積に限らず実測面積により指定

課題

- ✓ 登記面積の情報が反映されていない
- ✓ 生産緑地は一部、実測面積としているが、固定資産課税台帳や農地台帳は登記面積としており、同じ農地でも台帳によって面積に差異が生じている

課題への対応

- ✓ 生産緑地の指定面積は登記面積に統一する

指定面積 約85.62ha ← 約88.05ha

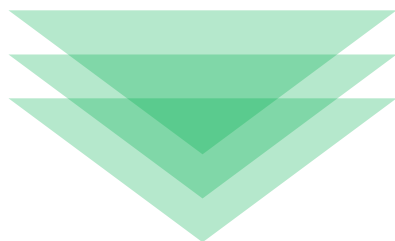
▲約2.43ha減少

※変更地区は $\frac{260}{448}$ 地区

- ✓ 生産緑地指定の面積要件※を下回る地区は無し
※平成30年10月に面積要件が500㎡から300㎡に引き下げ
- ✓ 生産緑地の位置及び区域の変更無し

今後の手続き

- ✓ 「生産緑地地区事務取扱い要領」の改定



- ✓ 本要領をホームページで公表（令和4年8月）

報告第2号

令和4年度審議予定案件について

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

趣旨

生産緑地地区の買い取り申出に伴う行為の制限解除、公共施設の設置及び追加指定に伴う区域の変更について付議

今後の予定

令和4年 9月頃 都市計画案の縦覧
11月頃 枚方市都市計画審議会に付議
都市計画変更告示